

輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知） 一部改正新旧対照表

（第4章 特別売買麦の買入れ・販売 II 飼料用特別売買麦（食糧法第43条及び飼安法第4条）飼料用輸入麦の特別売買契約書部分）

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">飼料用輸入麦の特別売買契約書</p> <p>（略）</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（荷捌き）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 <u>乙又は乙の代理人及び丙は、荷役期間（本船又ははしけ等からの取卸しの開始から、サイロ等への搬入作業が終了し、検量人が当該サイロ等への搬入数量を確定するまでの間をいう。以下同じ。）中、荷捌き（現品を、本船から取卸し、又は本船からはしけ等に積み替え、当該はしけ等から取卸し、検査機関の指示により仕分け、検数及び検量を行い、サイロ等へ搬入することをいう。以下同じ。）に立ち会う。</u></p> <p>ただし、丙は、<u>乙又は乙の代理人に立会いを委託することができる。</u></p> <p>3 <u>乙は、荷役期間中、あらかじめ連絡責任者を指定するものとし、当該連絡責任者は、現品に異常が発見されたとき、又は荷役機械等の故障等不測の事態が発生したときは、速やかに甲に報告するものとする。</u></p> <p>第12条（略）</p> <p>（植物防疫及び通関の手続）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 乙は、現品に異常があったときは、発生数量の多寡にかかわらず<u>甲及び丙に速やかに報告するものとする。</u></p> <p>3 乙は、現品につき、植物防疫法第9条第1項の規定に基づく消</p>	<p style="text-align: center;">飼料用輸入麦の特別売買契約書</p> <p>（略）</p> <p>第1条～第10条（略）</p> <p>（荷捌き）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 乙及び丙は、<u>荷役期間中、荷捌きに立ち会うものとする。</u></p> <p>ただし、丙は、<u>乙等に立会いを委託することができるものとする。</u></p> <p>第12条（略）</p> <p>（植物防疫及び通関の手続）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 乙は、現品に異常があったときは、発生数量の多寡にかかわらず<u>甲へ報告するものとする。</u></p> <p>3 乙は、現品につき、植物防疫法第9条第1項の規定に基づく消</p>

毒（以下「検疫くん蒸」という。）の命令があったときは、その旨を甲及び丙に速やかに報告するものとし、検疫くん蒸の実施に当たっては、付録1第4に定めるところにより甲の指示を受けるとともに、実施後において、薬品の残留の有無を分析した結果を甲に報告するものとする。

4・5（略）

（品質保持のためのくん蒸）

第14条（略）

2 乙は、前項によりくん蒸を実施する場合は、当該通知の内容を甲に速やかに連絡するとともに、付録1第5に定めるところにより貯穀害虫の駆除を行うものとし、くん蒸の実施後は、薬品の残留の有無の分析結果を甲に提出するものとする。

第15条（略）

（安全性及び異常の有無の確認）

第16条（略）

(1)・(2)（略）

(3) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人（以下「登録検査機関」という。）による異常の有無の確認において、水濡れ等の異常がないと確認されたこと

乙は、登録検査機関に異常の有無の確認及び仕分けを委託し、異常の有無について報告を求めるものとし、その結果を通関前に甲及び丙に報告する。

2（略）

3 乙は、第1項の確認において、安全性が確認できなかったもの又は異常が確認されたもの（以下「買入対象外麦」という。）があった場合は、直ちに甲及び丙に連絡するとともに、付録1第9に定める手続に基づき買入対象外麦の数量及び発生原因等を甲及び丙に速やかに報告するものとする。

4（略）

毒の命令があったときは、その実施につき付録1第4に定めるところにより甲の指示を受けるとともに、実施後において、薬品の残留の有無を分析した結果を甲に報告するものとする。

4・5（略）

（品質保持のためのくん蒸）

第14条（略）

2 乙は、前項によりくん蒸を実施する場合は、速やかに当該通知の内容を甲に連絡するとともに、付録1第5に定めるところにより貯穀害虫の駆除を行うものとし、くん蒸の実施後は、薬品の残留の有無の分析結果を甲に提出するものとする。

第15条（略）

（安全性及び異常の有無の確認）

第16条（略）

(1)・(2)（略）

(3) 農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人（以下「登録検査機関」という。）による異常の有無の確認において、水濡れ等の異常がないと確認されたこと

乙は、登録検査機関に異常の有無の確認及び仕分けを委託し、異常の有無について報告を求めるものとし、その結果を通関前に甲に提出するものとする。

2（略）

3（略）

(検収)

第 17 条 (略)

2～3 (略)

4 検収官は、現品に買入対象外表があった場合は、その買入対象外表について検収を行わないこととし、その旨を甲に連絡する。

(買入対象外表の区分及び取扱い)

第 18 条 甲は、買入対象外表については、乙に付録 1 第 9 の手続に基づき、他の現品と区分させるものとする。

2～6 (略)

第 19 条～第 46 条 (略)

(権利義務の譲渡等)

第 47 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2～4 (略)

第 48 条～第 56 条 (略)

(略)

付録 1

第 1～第 6 (略)

第 7 検収

(1)・(2) (略)

(検収)

第 17 条 (略)

2～3 (略)

(買入対象外表の区分及び取扱い)

第 18 条 検収官は、第 16 条第 1 項の安全性及び異常の有無の確認において、安全性が確認できなかったもの又は異常が確認されたもの（以下「買入対象外表」という。）については、乙に他の現品と区分させるものとする。

2～6 (略)

第 19 条～第 46 条 (略)

(権利義務の譲渡等)

第 47 条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2～4 (略)

第 48 条～第 56 条 (略)

(略)

付録 1

第 1～第 6 (略)

第 7 検収

(1)・(2) (略)

<p>(3) <u>乙は、(1)の③については、第16条第3項に規定する買入対象 外表の有無を必ず記入するものとする。</u></p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 買入対象外表の取扱い及び報告 第16条第3項及び第18条の<u>手続は別紙5によるものとし、措置 計画書は買入対象外表措置計画書(様式15)、措置完了報告書は買 入対象外表措置完了報告書(様式16)を甲に提出する。</u></p> <p>第10～第16 (略)</p>	<p>第8 (略)</p> <p>第9 買入対象外表の取扱い及び報告 第18条の手続は別紙5によるものとし、措置計画書は買入対象 外表措置計画書(様式15)、措置完了報告書は買入対象外表措置完 了報告書(様式16)を甲に提出する。</p> <p>第10～第16 (略)</p>
<p>別紙1～別紙4 (略)</p>	<p>別紙1～別紙4 (略)</p>
<p>別紙5</p> <p>輸入表の買入対象外表の取扱いについて</p> <p>第1 買入対象外表の発生報告</p> <p><u>乙は、第16条第3項に規定する買入対象外表があった場合は、直 ちに甲及び丙に連絡するものとする。また、乙は、速やかに買入対象 外表の数量、種類等について現物の確認を行い、以下の事項について、 電子メール等により甲及び丙に報告するものとする。また、乙は、発 生原因が明らかになったとき及び買入対象外表の数量が確定したとき は、当該発生原因及び当該数量を電子メール等により改めて甲及び丙 に報告するものとする。</u></p> <p>(1) <u>品目</u> (2) <u>買入委託契約番号</u> (3) <u>産地・銘柄</u> (4) <u>契約数量</u> (5) <u>本船名</u> (6) <u>港名</u> (7) <u>入港年月日</u> (8) <u>発生日(発見日)</u> (9) <u>発生(見込)数量</u></p>	<p>別紙5</p> <p>輸入表の買入対象外表の取扱いについて</p> <p>第1 買入対象外表の区分等</p> <p><u>1 乙は、買入対象外表が発生したときは、当該買入対象外表の数量、 種類及び発生原因等について速やかに現物の確認を行い、甲の指示 のもと、正品及び買入対象外表を明確に区分する。</u></p>

(10) 発生原因（調査中の場合には、その旨を記載すること。）

(11) その他

第2 買入対象外表の区分等

1 乙は、甲の指示の下、正品と買入対象外表を明確に区分するものとする。

2 (略)

3 乙は、積戻し又は廃棄処分する買入対象外表については、誤出庫及び不正流通を防止するために、包装容器ごとに「積戻し対象表」又は「廃棄対象表」とインク等で印字するとともに、ビニールテープ等を巻いてロットを明確に区分するものとする。

ただし、大型のロットとなった場合は、倉庫業者又はサイロ業者の協力の下、封印を行うものとする。

また、買入対象外表について、国際海上コンテナ（以下「コンテナ」という。）で積戻しを行う場合は、乙は、甲が命じた職員に、コンテナが封印されていることを目視確認させる。

4 乙は、封印を解く場合又は積戻し若しくは廃棄処分を開始する場合は、甲に報告し、甲が命じた職員を立ち合わせる。

また、乙は、コンテナで積戻しを行う場合は、甲が命じた職員を立ち合わせる。この場合、乙は、当該職員を立ち合わせることに
いて、埠頭施設管理者等の許可を得るものとする。

5 乙は、前項の許可が得られなかった場合は、その旨を明記した書面を甲に提出する。

第3 買入対象外表の積戻し又は廃棄処分の手続

1 措置計画書の提出

乙は、買入対象外表と認定された現品の積戻し又は廃棄処分を行う前に、「買入対象外表措置計画書」（様式 15、以下「措置計画書」という。）を、輸入港の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の確認を受けた上で、地方農政局長等を経由して甲に提出するものとする。

2 (略)

3 乙は、積戻し又は廃棄処分する買入対象外表については、誤出庫及び不正流通を防止するために、包装容器ごとに「積戻し対象表」又は「廃棄対象表」とインク等で印字するとともに、ビニールテープ等を巻いてロットを明確に区分する。

ただし、サイロ等の大型のロットとなった場合は、倉庫業者又はサイロ業者の協力のもと、封印を行う。

4 乙は、措置開始に伴い封印を解く場合には、甲に報告し、甲が命じた職員を立ち合わせる。

第2 買入対象外表の積戻し又は廃棄処分の手続

1 措置計画書の提出

乙は、買入対象外表と認定された現品を積戻し又は廃棄処分を行うに当たっては、輸入港の所在地を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下「農政局長等」という。）を経由して、甲に対し、「買入対象外表措置計画書」（様式 15、以下「措置計画書」という。）を提出する。

<p>なお、措置計画書の内容に変更が生じた場合についても同様の取扱いとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 措置完了報告書の提出</p> <p>乙は、契約に定める措置を完了した場合は、<u>地方農政局長等</u>を經由して、甲に対し、「<u>買入対象外麦措置完了報告書</u>」(様式 16)を報告する。</p> <p>なお、提出に当たっては次の関係書類を添付する。</p> <p>(1) 積戻しによる輸出国等への返送の場合</p> <p>① <u>税関長が発行した積戻し許可通知書</u></p> <p>② <u>船荷証券</u></p> <p>③ <u>船会社が発行する船積報告書 (コンテナによる積戻しの場合は、これに加え、コンテナ履歴データ)</u></p> <p>④ その他、当該買入対象外麦を国内に流通させていないことが証明できる書類等</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 措置完了報告書の提出</p> <p>乙は、契約に定める措置を完了した場合は、<u>農政局長等</u>を經由して、甲に対し、「<u>買入対象外麦措置完了報告書</u>」(様式 16)を報告する。</p> <p>なお、提出に当たっては次の関係書類を添付する。</p> <p>(1) 積戻しによる輸出国等への返送の場合</p> <p>① 積戻し許可通知書</p> <p>② その他、当該買入対象外麦を国内に流通させていないことが証明できる書類</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p>
別紙6の1・別紙6の2 (略)	別紙6の1・別紙6の2 (略)
別表1～別表3 (略)	別表1～別表3 (略)
様式1～様式7 (略)	様式1～様式7 (略)
<p>様式8</p> <p style="text-align: center;">飼料用輸入麦引渡書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>食料安定供給特別会計物品管理官 農林水産省生産局農産部長 殿</p>	<p>様式8</p> <p style="text-align: center;">飼料用輸入麦引渡書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>食料安定供給特別会計物品管理官 農林水産省生産局農産部長 殿</p>

契約者名
所在地
代表者氏名

印

下記の輸入表を引き渡します。

契約年月日	平成 年 月 日
契約番号	売契麦 () 第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	平成 年 月 日
品目	
産地	
銘柄	

引渡場所	品位等		数量 kg	単価 円/ℓ	金額 円	備考
	等級	判定				
合計						

本契約に基づき輸入港に到着した現品について、買入対象外麦が (あった、なかった) ことをお知らせします。

現品領収証

No.

検収年月日	平成 年 月 日
-------	----------

上記物品を受領しました。

平成 年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省生産局農産部長

契約者名
所在地
代表者氏名

印

下記の輸入表を引き渡します。

契約年月日	平成 年 月 日
契約番号	売契麦 () 第 号
積来船名	
輸入港等	
入港年月日	平成 年 月 日
品目	
産地	
銘柄	

引渡場所	品位等		数量 kg	単価 円/ℓ	金額 円	備考
	等級	判定				
合計						

現品領収証

No.

検収年月日	平成 年 月 日
-------	----------

上記物品を受領しました。

平成 年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省生産局農産部長

様式9～様式28 (略)

様式9～様式28 (略)

付録2 (略)
第1・第2 (略)

付録2 (略)
第1・第2 (略)

別表第1 (略)

別表第1 (略)

別紙

引渡業務終了報告書

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

受託者名 印
(代理人)

(略)

1・2 (略)

3 引渡荷役概要

(1) 形態別引渡数量

荷役 形態	引渡 港名	はしけ 取場所	引渡バ ース名	記 号	引渡場 所名	正品数量 (kg)	備 考
合 計							

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

別紙

引渡業務終了報告書

平成 年 月 日

農林水産省生産局長 殿

受託者名 印
(代理人)

(略)

1・2 (略)

3 引渡荷役概要

(1) 形態別引渡数量

引渡港 名	はしけ取 場所	引渡バー ース名	記 号	引渡場所 名	正品数量 (kg)	備 考
合 計						

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

<p>(略)</p> <p>様式1・様式2 (略)</p> <p>引渡業務終了報告書作成についての注意事項 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 引渡荷役概要</p> <p>(1) 形態別引渡数量</p> <p><u>ア 荷役形態は、「接岸取り」又は「はしけ取り・積替え」を記入 すること。</u></p> <p><u>イ～オ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>様式1・様式2 (略)</p> <p>引渡業務終了報告書作成についての注意事項 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 引渡荷役概要</p> <p>(1) 形態別引渡数量</p> <p><u>ア～エ</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6～11 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
<p>付録3 (略)</p>	<p>付録3 (略)</p>
<p>付録4 (略)</p>	<p>付録4 (略)</p>